

報告 1

令和4年度 事業計画書

人口減少と少子高齢化が全国的に進行する中、安芸高田市においては高齢化率が既に40%に達しており、人口の減少が一層進行して、地域の活性化が極めて切実な問題となっています。

地域が超高齢化社会に向かって急速に歩みを進めている中で、高齢者のみなさんが長年培ってきた知識・技能・経験を活かして、地域社会の課題解決の担い手となって活躍するシルバー事業は、ますますその役割を果たすことが求められています。

シルバー人材センターは、基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、多様な就業の機会を確保し、地域の高齢者が生涯現役を生きがいにして活躍し続ける団体として、地域社会を支える大切な役割を担っており、国・地方公共団体・地域社会の期待に応えなければなりません。

そのためには、まず、「会員の拡大」を最重要目標とします。

全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）が策定した会員拡大計画「第2次会員100万人達成計画」に基づき、会員拡大の取り組みを強化してきましたが、一昨年以降、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、全国的に会員数や受託額が減少するなどの大きな影響が出ました。

当シルバー人材センターにおいても、令和2年4月以降会員数が大きく減少しており、現在も下げ止まらない状況にあることから、全シ協の新たな方針に基づき、当面、コロナ前の水準である令和元年度末の326人を令和4年度目標会員数として取り組むこととします。

会員からの口コミ紹介を積極的に受け入れ、毎月の定期入会説明会に加え、窓口で随時の入会説明をするほか、男女割合等からみて拡大の余地が大きい女性の入会を意識した効果的な勧誘活動を実施します。

さらに、グラウンドゴルフ大会の開催など活発な親睦活動を支援して、仕事以外の会員同士の繋がりを深めることで退会を抑制し、会員拡大に繋がります。

また、女性会員の拡大を推進する上では、女性の感性にアピールする広報や女性に人気のある就業先の開拓など、女性ならではの視点が必要であり、女性理事等の登用を推進します。

経済活動が緩やかな回復基調にあると想定して、受託事業収益を100,789千円に設定し、事業活動を行い、財源を確保します。

「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」は、会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適正な請負契約における就業の根絶及び「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業の是正に向けて取り組みます。

安全就業の確立を図ることは、シルバー事業遂行の根幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故などの傷害事故の撲滅を図ります。

【事業計画】

I. 高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業及びその他の社会参加活動を推進する事業（公益事業）

1. 普及啓発

広く市民の方々にセンター事業への理解や仕組み、信頼が得られるよう、人の集まる場所や公共施設にパンフレットや会報の配布を行い、お太助フォン放送を活用した新規会員の募集を図ります。また、「携帯ショートメッセージ送信サービス（SMS）」により、発注者や会員へセンター情報をいち早く伝達し、普及啓発に努めます。

- ◇ 普及啓発・福利厚生部会の開催
- ◇ 新規会員加入募集案内、口コミ募集
- ◇ お太助フォン放送、チラシ配布
- ◇ 会報の発行、ホームページによる会員募集、センター情報提供
- ◇ 月刊シルバー（情報誌）の配布・備付
- ◇ ポスター、パンフレットの配布・掲示
- ◇ 企業、関係団体等への訪問による営業活動・情報交換
- ◇ SMSを活用した情報伝達

2 安全・適正就業の推進

(1) 啓発、安全確保

事故の未然防止を図るため、会員自らの健康の維持と安全の確保を図り、センターから提供した仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行います。また、夏場の気温の高い状態が続く時期では、熱中症予防や応急処置等について注意喚起を行います。

- ◇ 安全委員会の開催
- ◇ 就業前のミーティングを実施
 - ・ 作業前の声かけ運動（健康状態チェック、体調不良の確認）
 - ・ 作業範囲、作業方法、危険箇所の事前チェック
- ◇ 熱中症予防対策指導、注意喚起
 - ・ 水分補給及び日陰の確保
 - ・ 気温、湿度の高い日や時間はできるだけ作業を避ける
- ◇ ヒモ刈りをしない措置や飛散防止ネットの設置
- ◇ 場所によっては作業日や作業時間の変更
- ◇ 安全対策員等の配置
 - ・ 見張り役、誘導員の配置、作業看板・三角コーン等の設置
- ◇ 安全委員と職員による巡回指導パトロール
 - ・ 保護帽（ヘルメット）の着用
 - ・ 安全帯の着用（墜落・転落防止）
- ◇ 安全講習会の開催、標語の募集、選考、表彰
- ◇ 県内や全国の事故情報の提供
- ◇ SMSを活用した事故防止の注意・喚起

【安全対策について】

飛散によるガラス破損などの物損事故や通行人などの身体に石や刃が当たった時には「傷害事故」となり、加害者として法律上の損害賠償責任が発生することや訴訟・裁判に発展するケースがあります。

会員自身や一緒に作業する会員、周囲の一般の方に対しても怪我や事故へ「巻き込まない!」「巻き込まれない!」という周囲の安全対策が必ず必要です。そのため、建物や車両の近く、人の往来がある場所や沿道などでは、次の対策などを行い、「事故を起こさない!」「発生させない!」という安全・安心に就業できる環境づくりを全会員役職員で取り組むことや、作業中における落下防止措置や就業途上の交通事故にも十分注意し、事故に合わない起こさないなど事故の防止に努める必要があります。

- ・ヒモ刈りをしない
- ・作業日や作業時間をずらす
- ・危険な場所へは決して近づかない
- ・見張りや誘導員、安全対策員の配置
- ・防護ネットを必ず設置する
- ・危険な個所がないか周囲の状況を確認
- ・作業者同士の間隔を空ける
- ・作業道具の整理・整頓

(2) 適正就業

班活動の方法や発注者からの指揮命令、混在就業、雇用関係下とみなされないう就業環境づくり、臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務、法令を遵守した適正な就業方法などについて、意見交換や情報提供を行うとともに見積書の作成、請負・委任、派遣契約を実施します。

- ◇ 事業部会の開催
- ◇ 職群班会議の開催
- ◇ 適正就業の推進
- ◇ 見積書の作成
- ◇ 請負・委任、派遣契約の実施

【請負・委任とは】

- ・雇用関係がない。
- ・発注者から会員に指揮命令ができない。
- ・発注者の雇用する労働者と混在して業務を行えない。

【派遣とは】

- ・雇用関係がある。
- ・発注者から会員に指揮命令ができる。
- ・発注者の雇用する労働者と混在して業務を行える。

3. 就業開拓提供

地域の家庭・企業・官公庁等に対し、営業活動を実施し、センターにふさわしい仕事を開拓します。また、会員の能力や経験を把握し、地域のニーズに対応する仕事の開拓、提供を行うとともに「携帯ショートメッセージ送信サービス（SMS）」を活用した就業情報を発信します。

- ◇ 新規就業機会の開拓・確保
- ◇ 屋内軽作業の就業開拓
- ◇ 企業訪問による営業活動
- ◇ 企業、官公庁との連携・情報交換
- ◇ 就業情報の発信

4. 福祉家事援助

地域の中のひとり暮らしの高齢者など生活支援（室内整理、掃除、洗濯、食事作り等）が必要な方に対しては、手助けができる会員が必要となります。

そのため、関係団体（特別養護老人ホーム等）と福祉・家事援助分野の情報交

換・収集を行い、女性を中心とした生活支援に対応できる就業会員の確保に力を入れ、希望する会員には就業機会の確保・提供に努めます。

◇ 就業会員の確保

◇ 就業機会の確保・提供

5. 相談、情報提供

入会希望者を対象に入会説明会を実施し、その相談に対応するほか、雇用、就業、ボランティア活動等に係る相談・情報提供を一般市民や会員に行います。

また、センターは、会員による会員の自主的な組織であること、取り扱う仕事は、請負・委任・派遣形式であることについて情報提供します。

◇ 会員、一般市民からの相談、就業情報の提供

◇ 各種班会議、地域会議の開催

◇ 入会説明会の開催（毎月15日、13時30分から）

◇ 移動入会説明会の実施

6. 社会参加活動の推進

地域貢献の一環として、公共施設などを対象にボランティア活動（除草、剪定、ゴミ拾い、溝そうじ等）を地域の方と連携し実施します。

また、会員同士の連携を深めるため、各種班会議、研修会、ボランティア活動等を通じ、親睦交流（グラウンドゴルフ、花見会等）を推進します。

7. 雇用による就業機会の提供

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進並びに多様な働き方に対応した雇用・就業機会の確保、また活力ある地域社会づくりに寄与するため、派遣事業や職業紹介事業による就業機会の提供を行います。

◇ 派遣事業による就業機会の提供

◇ 職業紹介事業による就業紹介

8. 財源確保及び組織体制等

安芸高田市及び関係団体、企業等へ積極的にセンター事業の活動をアピールし、新規の受注、就業開拓、会員増強について、情報交換・連携を密にし、その支援・要請を行い、受託事業の拡大により財源確保に努めます。

組織体制については、各部会・委員会により組織の運営を図り、連合会等主催の研修会に参加し、役職員の資質向上並びに研鑽に努めます。

令和5年10月施行の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入は、新たな納税費用の負担がセンターに発生し、事業運営に及ぼす影響が極めて大きいことから、県連合会からの指導を得ながら慎重に準備を進めていきます。

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは】

消費税の仕入税額控除の金額を正しく計算するため、売手(受注側)が買手(発注側)に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるインボイス（一定の記載要件を満たした適格請求書）を交付し、買手は売手より交付されたインボイスを保存し仕入税額控除の要件を満たすことができる制度です。

9. 業務執行

公益社団法人は、公益法人認定法に基づき都道府県に認定された法人のため、法人法、認定法、その他法令、定款、内部規程に基づき理事会及び各部会・委員会を運営し、適正に公益目的事業の業務を実施します。